

平成28年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成28年7月26日(火) 午後3時～午後5時
場 所	市役所北館3階 ミーティングルーム2
出席者	出席委員 ・米田委員・小澤委員・進藤委員・直林委員 ・桐村委員・大永委員・熱田委員・北川委員 欠席委員 ・ 事務局 ・市民生活部環境課 長岡課長・富松係長・大村技師
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 報告事項

(1) 平成27年度 芦屋市霊園使用者募集結果

2 議題

(1) 諮問事項

- 1) 募集区分について(案)
- 2) 常時募集の墓地区画及び申込資格等について(案)
- 3) 随時募集の墓地区画及び申込資格等について(案)
- 4) 追加募集の墓地区画及び申込資格等について(案)
- 5) 申込み時の注意事項について(案)

(2) 報告事項

- 1) 募集日程について

3 その他

4 提出資料

- ・ 芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿
- ・ 平成27年度 芦屋市霊園使用者募集結果
- ・ 諮問事項
- ・ 【補足説明資料】募集区分等の変更について
- ・ 【補足説明資料】墓地区画分筆図
- ・ 【参考資料】平成28年度 芦屋市霊園使用者常時募集案内
- ・ 【参考資料】平成28年度 芦屋市霊園使用者募集案内

## 5 審議経過

事務局 【開会】

部長 【部長 挨拶】

委員長 【委員長挨拶】

事務局 【資料確認】

委員長 事務局から委員の出席状況と、会議の公開それと議事録の公開についての説明をお願い致します。

事務局 本委員会の委員は8名で、本日は8名の方がご出席でございます。

選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議の方は成立しております。

また、会議の公開等についてですけれども、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められております。

但し、第19条により非公開情報が含まれる事項の審議等の場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことが出来となっておりますが、特に、ご意見等がなければ公開させていただくことと考えております。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。本日、傍聴の方はおられますか？

事務局 傍聴の方はいらっしゃいません。

【委員自己紹介】

【事務局自己紹介】

委員長 「報告事項」としまして平成27年度の「芦屋市霊園使用者募集」の結果報告を事務局からお願いいたします。

【平成27年度 芦屋市霊園使用者募集結果の報告】

事務局 昨年度は、平成27年9月11日から10月10日までの1か月間募集を行いました。募集区

画は57区画ありまして、それに対して応募者が168名いました。168名の内訳ですが、自宅に遺骨を保管されている方が67名、改葬される方が30名、遺骨が無い方が71名でした。1つの区画に重複して申込みがありましたので平成27年11月12日午後13時半から公開抽選を行いました。その結果、29区画の使用者が決まりましたが3区画は辞退がでましたので最終決定区画は26区画です。

そこで残りました31区画につきましては、平成28年1月12日から6月29日の間で追加募集を行い、1月12日からの3日間は先着順で落選・補欠の方のみを対象に受付けをしました。同日で同じ区画に申込みがあった場合には抽選とさせていただいていましたので、その抽選会を平成28年1月28日午後14時から実施しました。4日目以降はどなたでも申込みができ、6月29日まで受付けをしていました。その結果、応募人数が15名で、使用許可区画数が7区画です。合わせますと、57区画に対しまして使用許可区画数が33区画で残りが24区画です。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。昨年度の募集結果につきまして、ご質問はございますか？

(質疑、応答)

委員長 本日は、芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項についての諮問をいただきました。それを我々がこれから審議するにあたり、最初に審議の期限について確認をさせていただきます。いつまでに答申を、という事務局からの希望はありますか。

事務局 このあと、募集要項の作成をはじめ、実際に今年度の使用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければありがたいのですが。

委員長 では、それは審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思います。今年度は、「諮問事項」に「募集区分について」、「常時募集」「随時募集」「追加募集」と3通りあるようですので、まずはその説明をお聞きして、みなさんでご審議させていただきたいと思います。その後「常時募集」「随時募集」「追加募集」それぞれの「墓地区画及び申込資格等について」、それと「申込み時の注意事項について」の説明を続けてお聞きして、順次検討を進めてまいりたいと思います。それでは事務局から「募集区分について」に関する説明をお願いします。

#### 【事務局から 諮問事項1) について 説明】

事務局 募集区分の変更について、3つあげさせていただきます。

まず、昨年までは返還等のあった区画すべてを随時募集、そこで応募がなければ追加募集ということを行いましたが、大きな区画は随時募集に入れても競争性がないので、随時募集と分けて募集を行おうと考えております。20㎡以上の区画につきましては、常時募集。20㎡未満の区画は随時募集を行い、それでも応募がなければ追加募集ということを考えております。

今までの墓地募集の流れをおさらいさせていただきます。過去には、随時募集と常時募集があ

って返還されたものを平成20年度には30個所について遺骨がある方のみのお申込みができて、そこで応募がなかった区画が次年度に遺骨なしの方が申込みでき、さらにそこで応募のなかった区画をその次年度に常時募集を行ってきました。しかし26年度からはそのように分けるのではなく、1つにして募集を行いました。遺骨なしの方も申込みが可能で、ただ重複した場合に遺骨がある方もしくは改葬の方を優先に使用者を決定し、そこで応募のなかった区画を追加募集ということ平成26年度からさせていただいております。このやり方は、平成27年度におきましても同じやり方で行っています。しかし12、15、20㎡の区画をお求めの方もいらっしゃいますが、大きい区画は競争性がないので、期限を切って募集をすることよりも、いつでも申込み可能な状態にしておきたいという事で20㎡以上と20㎡未満を分けさせていただきました。

委員長 事務局から、諮問事項の1つ目として、「募集区分について」説明がありましたが、ここで委員の皆様からのご質問、ご意見をいただき、審議していきたいと思っております。

「募集区分について」何か質問があれば質問をお受けします。

(質疑、応答)

委員長 それでは、事務局から提案がありました20㎡以上の区画については常時募集に分類するという考え方について、お諮りしておきたいと思っております。いかがでしょうか？

(各委員 同意)

ありがとうございます。

委員長 では続きまして、2)「常時募集」3)「随時募集」4)「追加募集」の「墓地区画及び申込資格等について」と5)の「申込み時の注意事項」に関する説明を一括してお願いします。

【事務局から 諮問事項2)、3)、4)、5)について 説明】

事務局 募集区分でご確認いただきました常時募集について説明します。

今回、20㎡以上で募集させていただくのは20～30㎡の6区画がございます。

その墓地に申込みできる資格は従来どおり申込日を基準に1年以上継続して芦屋市に住民登録をしている方。既に、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。使用許可後1年以内に巻石・墓石を設置できる方。使用料を納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できる方です。

当選者の決定については、先着順です。抽選要領や補欠当選の決定方法については後程説明します。常時募集は、遺骨をお持ちの方の優先はなく、どなたでも申込みが可能です。

続いて、随時募集について今回52区画で大きさが1.12～5.85㎡までが20区画、6～7.05㎡が13区画、12～15㎡が16区画、芝生墓地が4.5㎡のものが3区画あります。

募集墓地区画一覧表のNo.8～12の備考欄に再貸付分筆と書いています。墓地区画分筆図を見ただけだと昨年度は、22-5-39の区画を一筆で出していましたが20㎡近くあり、申込

者が1人もありませんでしたので、今回は5つに分けました。今まで、大きな区画を小さく割れないのかと抽選会の際にもご意見があり、昨年度も分筆をした区画もありましたが、今回も周りの状況、墓地の入口・通路などを確認した上で22-5-39は割れるだろうと判断しました。周りが大きな区画の中にここだけ小さく割られる状況で今度お墓が建った時に景観がどうなのかという話もありますが、二区画並びのうちの1つですのでさほど違和感はないと判断しています。

これと同じ様に募集墓地区画一覧表のNo.20・21ですが、ここは12㎡の区画を6㎡2つに分筆しました。

もう1つが、No.28・29で備考欄に未使用分筆とありますが、これは昔から使用者がいなく未使用の場所です。縦並びに分筆して間に通路を設けて3.78㎡の2つに分けました。

大きさからいうところでも割れるのではという区画はありますが、今回分筆した様に現地、図面上、景観を1つずつ確認して、周りとのバランスや通路との関係など考慮した結果、今回は分筆するのを見送っています。

未使用の2区画を除く50区画が使用者からの返還墓地になります。返還の際には、墓石・巻石も含めて更地にした状態で返還してもらいますが、書類上は返還の手続きをされていますがまだお墓が建っている区画が2区画あります。その方とは交渉中ですが募集案内書を作るまでにお2人が更地の状態できないという事になれば50区画になる事をご了承いただきたいと思います。

次に墓地使用者の申込みですが、先ほど説明した常時募集と変わりません。ただ、居住要件について申込期限があるので具体的に基準日を書かせていただきました。その基準日が、10月11日まで1年以上継続して芦屋市内に住民登録をしていることを有する方とさせていただきます。10月11日というのが、申込締切日になっています。昨年度は、申込期間の初日を基準日にしましたが、今年度は申込期間の最終日を基準日としています。この1か月あるかないかで申込みない方がいまして、少しでも多くの方にお申込みいただけるようにという事、それと申込みれる方にとっても分かりやすいという事で申込期間の最終日にしています。

当選の決定については、応募者が1名の場合はその人に決定ですが、応募者が2名以上場合は従来通り抽選です。今までは、現に遺骨を持っている方もしくはその他の墓地・納骨堂に遺骨がある方としていましたが、今年度は自宅保管の方のみにしようと考えています。昨年の募集結果をみていただくと、自宅保管が67名、遺骨改葬が30名で下の( )内が当選した方です。遺骨改葬の方が6名当選されていますが、去年のルールでいくと優先権があるので遺骨自宅保管の方と一緒に抽選をしました。本当に一番お墓がほしいと思っている方というのはやはり自宅にお骨があって入れるお墓がないという方だと思います。ここについてはみなさん同じ意見だと思いますが、この数字をみますと、自宅に遺骨を保管しているのにお墓が当たらなかったという方が6名いらっしゃるという事になります。そうすると、本当に欲しい方に当たっていないという事になりますので今年度は自宅保管の方のみを優先とさせていただきたいという提案です。

遺骨改葬の方と遺骨なしの方の優先につきましては意見が二分しまして、遺骨なしの方は自分自身のお墓を生前に用意しておきたいというご意見が多くあります。遺骨改葬の方は、なぜ移転させたいかという遠方にあるので面倒が見られない、そのままほうっていたら無縁になってしまうので今のうちに持ってきてほしいという事で、それぞれ事情が違いますが、遺骨なしの方から改葬の方を見ると遠くてもお墓があるという事です。逆に、遺骨改葬の方からすると芦屋市霊園をすぐに使う、遺骨を持ってきて納めたい。完全に反対の意見で、どちらが優先なのかということろについては決めかねますので、今年度については自宅に遺骨を保管している方のみを優先とし、

遺骨改葬と遺骨なしの方は同じ立場で抽選をしていただこうと思います。ただしこの優先につきましては、今年度にお墓全体のアンケートを取ろうと考えていますので、その中で皆様が考える優先順位というものを今の時代どうなのか、どうお考えなのかという意見を伺って、それを次年度の募集の優先権を決める資料にさせていただきたいと思います。

抽選要領は、例年同じです。

続いて、追加募集ですが随時募集で応募のなかった区画を募集します。申込資格は、常時募集と同じで申込日を基準日として1年以上継続して芦屋市に住民登録を有する方としています。追加募集の申込みに関しては、申込日から3日間は随時募集で補欠・落選した方を受付けし、遺骨ありの優先はございません。【申込時の注意事項について（1）～（6）まで説明。】以上です。

委員長 事務局から、諮問事項として、「常時募集」、「随時募集」と「追加募集」の募集墓地区画・申込資格・当選者の決定について、また「申込み時の注意事項について」それぞれ説明がありました。ここで委員の皆様からのご質問、ご意見をいただき、審議していきたいと思っております。

（質疑、応答）

委員 常時はわかるが、随時が分からない。

事務局 「常時」、「随時」の表現を使って平成24年まで募集しておりましたので、資料の中ではそういう表現になっていますが、募集パンフレットの中には、随時という表現は出ておらず、昨年度、一昨年度の募集と同じ要項です。

委員 申込資格で、芦屋に住民登録している方が対象で芦屋に1年以上居てお墓が当たったけど次の年にはどこかに行ってしまう場合もありますよね、そしたら、本籍が芦屋にある方が申込みというのはできないか。転勤でどこか行ってまたゆくゆく芦屋に戻ってきたいという事で芦屋にしてらっしゃる方があるわけで、それはややこしいですか。芦屋市内に1年居て申込みのだったら他に行ってお墓を維持できるわけですよね。申込みを本籍にすると大きい区画も売れるのではないかな。

事務局 大きい区画が売れるかもしれないという話としましては、ゆくゆくは市外の方も申込できるようにするとか、本籍が芦屋にあれば申込みできるようにする事も1つの手段だと思いますが、公営墓地という理由が一番大きく、市税を納めている方が優先という事でさせていただいています。

委員 申込受付の時に、芦屋に1年以上お住まいの方の本籍を追及はされていませんよね。

事務局 本籍は見えていません。

委員 芦屋市霊園は何基ありますか。

事務局 （平成28年3月31日現在での使用者数が）6, 118です。

委員 現に芦屋市民が2・3割でしょうね。6, 118もあって半分もいかないでしょ。

事務局 6割が芦屋市在住の方です。

委員 年に3・4回お別れの法要にいけますが、ほとんどの方が関東の人になる。親が芦屋市民であっても、使用者本人が転勤等で東京に行ってしまう、芦屋市霊園にお墓参りに行くことが大変なので、返還する方が増えると思います。

また常時募集は、法人は入っていませんよね。法人から問い合わせありませんか。

事務局 去年はなかったです。

委員 法人でも広すぎます。私も法人で京都にお墓がありますが、こんな広い区画はいりません。法人でも手におえない。個人となったらなかなか希望者は出てこない。

事務局 30㎡の区画は、平成23年に返還されてきたものです。一番過去で、22年の返還です。その時から返還が増え、大きな区画が残っています。

委員 それを考えないといけないですね。

委員 先ほどのお話で28・29の未使用の区画がありますが、すごく足場が悪くて坂があるため未使用になっていますが、利用しにくいのでその区画だけ値段を下げてはどうですか。

事務局 どちらかと言えば、再貸付の方の値段を考えないといけないという意見があります。不動産の場合、道に面しているとか日当たりで単価が変わってきますが、霊園については条例上で面積当たりの金額が定まっていますので条件によって変えるのは難しい状況にあります。

委員長 直林委員に質問ですが、先ほど事務局からお寺預かりの仏様があると説明がありましたが、宗派によって色々あると思いますが具体的にそういうケースがあるのかどうかをお聞きしたい。

委員 1つは、海外に住まわれている方が帰ってくるまでお寺でみてほしい。あと、墓地はあるが墓を建てるのに2〜3年かかるので預かってほしい。これらは一時預かりになる。

お墓が無い方が納骨堂を持っています。このケースは一時預かりではない。

委員長 今説明のあった一時預かりのケースというのは、今回の優先対象になるということでしょうか。

事務局 はい。

委員長 他に墓地があった場合でも埋火葬許可書があれば、今回の募集で「遺骨有り」で申込みする事

は可能だということですね。

事務局 はい。他に墓地があっても納骨しておらず、埋火葬許可書をお持ちの方は優先させていただきます。改葬許可書での納骨は、今回は優先としません。

委員長 もう一点直林委員にお聞きしますが、永代供養とよく言われますが話される人によっては内容に違いがあるような気がしますでしょうか。

委員 お寺によっても宗派によっても永代の扱いは違う。永代とお骨と切り離して考えてもらいたい。お経を毎月読んでいただきたいが、忙しいからお寺の方で頼みたい、墓があるけども法事などをお寺の方でお願いしたい、というのも永代供養です。

本当の永代供養は、絶家になるからお墓から骨を取り出して、お寺の納骨堂に入れる。これが本当の永代供養ですね。色々あります。

委員長 お骨をお寺に預けて永代供養にした場合、期限がありますか。

委員 お寺の方で何年預かるかというのがあります。預かる時に30年か50年か聞いて期限が過ぎると京都のお墓に持って行きます。期限付ですつとではない。

委員長 分筆をした部分の元の金額と分筆後の金額を参考までにどれだけの違いがあるか教えていただきたい。

事務局 分筆前が2871万円、分筆後が2,812,500円なので14,062,500円です。単価が変わりまして、一番高い区分から一番安い区分になります。

委員長 分筆をすると景観も悪くなるし、分筆することで通路を作ったり、少し不効率な部分も出ますね。

事務局 ちょっとした整備工事が必要です。

委員長 9ページの申込時の注意事項という事で1番と2番の関係ですが、申込みは1世帯1区画となっていて、2番目が1世帯2通以上の申込み又はとなっていますがもう一度説明をしてください。

事務局 2番目を説明すると、例えば1世帯、父・母・息子の3人家族だとしましても3人のうちお1人しか申込みできません。祭祀主催者として先祖を誰が見ていくかという事が大事になり、3人家族がバラバラの先祖を見るわけではないので、どなたかが祭祀主宰者として申込みをしてくださいということになります。

1番は、1世帯で複数の区画は申込みできないという事です。

委員 残る傾向はありますか。



事務局　大きい区画と芝生墓地です。6㎡まででしたらほとんどの区画に対して応募者がいます。去年の募集で残っている区画で一番小さいのが4.5㎡の芝生墓地です。9月の募集で残った6㎡未満の普通墓地の区画は、追加募集で応募者がいました。また追加募集を6月までしていましたので、4月以降でも3件の申込みがあり、一定の効果があつたと思います。

委員長　ご質問、ご意見等、出尽くしたようでございます。  
それに対する事務局からの回答もいただきましたので、この諮問に対する答申といたしまして、芦屋市霊園の利用者を決定する基準その他必要な事項についての提案については賛同するという  
ことで、議決させていただいてよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

ありがとうございます。

また、特に附帯事項として意見はつけませんが、いろいろと委員からいただいたことについては、事務局として、今後の新たな検討の際に参考にしていただくということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

委員長　それでは続きまして、次第で「報告事項」としてあがっております、利用者募集の日程等について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局から 募集日程について 説明】

事務局　常時募集の申込みから使用許可の流れを資料に記載しています。募集案内を平成28年9月1日から配布し、申込受付を平成28年9月12日から先着順で受けまして、重複があれば抽選を行います。抽選日については、その都度決定します。使用料の納付につきましては、いつに申込みがあるかわかりませんので、申込みがありましたら納付書発行後概ね1か月以内に納付していただきます。使用許可についても、納付を確認できてからになるのでその都度決定します。

つぎに随時募集から追加募集の流れですが、申込みが9月12日から10月11日です。郵送受付です。公開抽選日が11月14日午後1時半から市役所東館3階大会議室で参加は自由です。抽選結果は11月22日頃発送です。当選された方は必要書類を揃えて、11月28日・29日に許可申請をしてもらいます。そこから、概ね1か月以内に納付になるので12月27日を納付期限にしています。納付の確認が取れましたら平成29年2月1日が使用許可日になります。

随時募集で応募がなかった区画を平成29年1月11日から6月29日までの期間を追加募集とします。ただし平成29年1月11日から13日までは、随時募集の補欠・落選の方を優先に先着順で受け付けます。以上です。

委員長 事務局から今後の日程につきまして説明がありましたが、ご質問等はございますか。

特にございませんでしたら、この内容で進めていただくということで、事務局よろしくお願ひします。

委員長 最後に、「その他」としまして、なにかございますか？

事務局 今年度にお墓のアンケートを考えています。

芦屋市霊園は昭和28年にできて6200区画を一般的な墓地として貸付けを行ってきました。そのお墓は、永代使用であって代々承継していかなければならないというお墓ですけれども、社会情勢も変化しまして少子高齢化や核家族で墓地に関する価値観が多様化してきていることで、承継が困難になってきています。

先日も、お困りです課に来られた方が自分はどこに入ったらいのかという方がいました。承継者を必要としないお墓、生前に申込めるお墓として、合葬式のお墓が新たな施設として必要性が高まっていると考えています。

そこで、今後そういった施設の整備に取り組むために霊園使用者から300人、芦屋市民40才以上の方2700人にアンケートを行って今後の参考にしようと考えています。その中で、遺骨がある方が優先なのか生前の方が優先なのかそういう内容も含めてアンケートを取らせていただきます。お手元に届いた場合はどうぞよろしくお願い致します。

委員長 以上で本日の議事について全て終了いたしました。

その他、事務局から何かありませんか。

(なし)

委員長 ないようでしたら、これをもちまして、委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

事務局 本日は、ありがとうございました。